

参加者確認公募説明書

令和8年度子どもの健康と環境に関する全国調査にかかる生体試料保管等業務

令和8年1月

国立研究開発法人国立環境研究所

令和8年度子どもの健康と環境に関する全国調査にかかる生体試料保管等業務に係る

参加希望書類の募集要領

1. 総則

令和8年度子どもの健康と環境に関する全国調査にかかる生体試料保管等業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度子どもの健康と環境に関する全国調査にかかる生体試料保管等業務

(2) 業務内容等

別添仕様書（案）のとおり。

(3) 予算額

非公表。ただし、企画競争手続に移行する場合にあっては、別途提示する。

(4) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- ③ 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 参加者確認公募説明書別紙に定める暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 保管機器の設置場所等の要件

- ① 生体試料（血液2 mL容器約1,443,000本、尿及び母乳5 mL容器約1,606,000本、ろ紙血97,000枚、詳細調査検体約400,144本、学童期検体約1,459,940本）を収容できる保管機器（レブコ社製超低温槽2586型と同等の性能を有するもの）を有すること。
- ② 関東地方において、①で準備する保管庫を設置できる十分なスペースを確保し、保管機器の排熱による温度上昇を十分考慮した施設を有すること。
- ③ 保管機器設置施設内（エリア）温度は、 $24 \pm 5^{\circ}\text{C}$ に保ち、湿度は $40 \pm 20\%$ 以下で管理すること。

(3) 保管施設の管理体制に関する要件

- ① 停電時、機器の異常時のバックアップとして、炭酸ガス冷却装置を装備すること。
- ② 停電時の警報、温度の異常警報、冷凍機異常運転警報等を設置すること。
- ③ 年間を通して技術者による監視体制がとられること。
- ④ 自動温度記録計でのデータの保存を行うこと。
- ⑤ その他地震災害等により保管に困難な事態が生じた時は直ちに当研究所に連絡し、その指示

に従うこと。

(4) その他要件（生体試料移設にかかる費用負担等）

- ① 現保管施設（所沢市）からの移設にかかるすべての費用及び移設完了までに発生する現保管施設での保管費用も請負者が負担すること。
 - ② 移設中も－80℃を維持すること。
 - ③ 移設後、速やかに当研究所等（コアセンター）の指定する入出庫システムを整備すること。
- (5) (2)、(3) 及び (4) の要件を満たすことを証明する、資料及び証明書等を提出し、承認を得ること。

4. 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

(1) 提出場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係 担当：門川

T E L : 029-850-2321 F A X : 029-850-2388

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によって提出すること。メールによる電子データ（ワードもしくはエクセルで作成したもの）の送付も可とする。
(データの送付先：chotatsu@nies.go.jp)

(3) 提出期間

令和8年1月30日（金）までの10時～16時（持参の場合は、12時～13時を除く）

(4) 質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：令和8年2月5日（木）午前10時から

令和8年2月12日（木）午後4時まで

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係

及び当研究所HP上

5. 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 令和8年度子どもの健康と環境に関する全国調査にかかる生体試料保管等業務に係る参加希望書類（別添様式参照）
- ② 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料
- ③ 3(5)に示す書類

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和8年2月12日（木）16時

② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

4(1)に同じ。

③ 提出部数

2部

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）すること。

なお、郵送する場合は、封筒に「令和8年度子どもの健康と環境に関する全国調査にかかる生体試料保管等業務に係る参加希望書類在中」と朱書きすること。

⑤ 提出に当たっての注意事項

- ア 受付時間は、平日の10時から16時まで（持参の場合は、12時～13時を除く）とする。
- イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。
- エ 提出された参加希望書類は、返却しない。
- オ 提出された参加希望書類は、提出者に無断で、参加希望書類の審査以外の目的には使用しない。
- カ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う。
- キ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6. 参加希望書類の審査

- (1) 国立環境研究所において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和8年2月24日（火）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問合せがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問合せに適切に対応できるようにすること。提出者が問合せに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たしていない者と認めることとする。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定事業者との随意契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、一般競争入札又は企画競争手続（以下「一般競争入札等手続」という。）に移行する。
- (4) 応募要件を満たしていないと認める旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

7. 一般競争入札等手続に移行した場合

- (1) 一般競争入札等手続に移行した場合にあっては、応募要件を満たす応募者に対して、入札説明書等を交付し、入札書等の提出を要請する。
- (2) 入札書等提出予定期限
令和8年3月30日

8. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

4 (1) に同じ。

(3) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札又は企画競争手続きに移行した場合に入札書等を提出するためには、入札書等の提出時までに、当該資格の認定を受ける必要がある。

令和　年　月　日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

令和8年度子どもの健康と環境に関する全国調査にかかる生体試料保管等業務
に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおりお示しします。

- (1) 会社概要等
(2) 参加者確認公募説明書3(5)に示す書類

担当者等連絡先
所属部署：
担当者名：
責任者名：
TEL：
E-mail：

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の国立研究開発法人国立環境研究所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

（参考）国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)
第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)
第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(予定価格の作成)
第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ。

仕様書（案）

1. 件名

令和8年度子どもの健康と環境に関する全国調査にかかる生体試料保管等業務

2. 業務契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3. 業務実施場所

請負者において行うものとする。

4. 目的

本業務は、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）研究計画書」（平成22年9月10日）に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が研究の中心機関（コアセンター）となって実施するエコチル調査について、調査対象者から提供された生体試料（血液、尿、母乳、ろ紙血）を一定の条件下で保管するものである。

5. 業務内容

請負者は、NIES 担当者と生体試料保管体制についてあらかじめ十分な打合せを行い、必要な機材等を配備し、安全な管理体制を構築した上で、以下の業務を実施することとする。

5.1. 保管機器の設置場所及び温度等条件

- 1) 関東地方において、必要な保管機器を設置できる十分なスペースを確保し、保管機器の排熱による温度上昇を十分考慮した施設を用意すること。
- 2) 保管機器設置施設内（エリア）温度は、 $24\pm5^{\circ}\text{C}$ に保ち、湿度は $40\pm20\%$ 以下に管理すること。
- 3) ラック ID ナンバーでラック位置情報を管理すること。

5.2. 保管機器の性能等

- 1) 保管庫：レブコ社製超低温槽（2586型）と同等の性能を有するもの。
容量等規格：約 700 L 縦型フリーザー
保管温度： $-80\pm5^{\circ}\text{C}$ （到達温度 -86°C ）
- 2) 試料貯蔵ケース：上記超低温槽 1 台当たり 2 mL 容器約 33,000 本、5 mL 容器約 21,000 本を収容できる特殊貯蔵ケースを用いること。

5.3. 保管試料数、保管庫台数、保管期間

- 1) 保管試料数：血液 2 mL 容器約 1,443,000 本、尿及び母乳 5 mL 容器約 1,606,000 本、ろ紙血 97,000 枚、詳細調査検体約 400,144 本、学童期検体約 1,459,940 本
- 2) 保管庫台数：182 台
- 3) 保管期間：契約期間

5.4. 保管施設の管理体制

- 1) 停電時、機器の異常時のバックアップとして、炭酸ガス冷却装置を装備すること。
- 2) 停電時の警報、温度の異常警報、冷凍機異常運転警報等を設置すること。
- 3) 年間を通して技術者による監視体制がとられること。
- 4) 自動温度記録計でのデータの保存を行うこと。
- 5) 施錠できる部屋で、入出室管理を行えること。
- 6) その他、地震災害等により保管に困難な事態が生じた時は直ちに NIES に連絡し、その指示に従うこと。

5.5. 生体試料出庫作業

化学分析及びゲノム DNA 抽出の実施対象となる試料を出庫する。

- 1) NIES の指示に従い、請負者が保管する生体試料（25,000 本を想定）の出庫を行う。
- 2) NIES が指定する生体試料について、保管施設から直接ピックアップし、NIES が提供する保管システムにより、ラック単位で搬出するものとする。必要となるラックは NIES が提供する。
- 3) 作業用スペースとして、作業室（30 m² 以上）及び準備室（70 m² 以上）を準備すること。
- 4) 作業室はピックアップ、ラック詰め、検品作業等の試料取扱い作業に使用し、試料の紛失を防ぐため、目視不可能なスペースを作らないこと。
- 5) 準備室には、出庫作業に必要な資材及び機材を収納すること。
- 6) ピッキング作業用に必要な以下と同等の縦型フリーザーを準備すること。
容量等規格：約 700 L 縦型フリーザー
保管温度：−80°C±5°C（到達温度−86°C）
- 7) ピックアップ作業及び試料運搬用にドライアイス（210 kg/日×約 16 日/月×12 カ月）を準備すること。
- 8) ピックアップした生体試料は、ドライアイスで冷却された輸送容器に格納すること。

なお、生体試料管理システム一式（サーバ、端末、無線 LAN ルータ、スキャナー等）は NIES が提供する（設置場所を確保すること）。また、輸送容器の提供及び試料輸送は NIES が別途契約する分析業務請負者が行う。

5.6. 生体試料の再入庫作業（詳細調査検体の入庫作業含む）

- 1) NIES が別途契約した分析業務請負業者から送付される生体試料（67,883 本を想定）について、生体試料の数量、ID ナンバー及びラック内の位置等の情報を受領し、搬入日時を記録した上で保管施設において適正に保管する。生体試料の輸送費は分析業者が負担する。
- 2) NIES が提供する生体試料管理システムを用い、生体試料の再入庫検品作業を行う。検品結果は NIES の指定するサーバに保存し、その旨 NIES 担当者に連絡する。

5.7. その他（生体試料移設に係る費用負担等）

- 1) 現保管施設（所沢市）からの移設にかかるすべての費用及び移設完了までに発生する現保管施設での保管費用も請負者が負担すること。
- 2) 移設中も−80°C を維持すること。

- 3) 移設後、速やかにコアセンターの指定する入出庫システムを整備すること。

6. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- 1) 業務結果報告書（保管搬入搬出記録） 2部
- 2) 1) を収録した電子記録媒体（DVD-R） 一式

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。) の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、次の基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)

7. 著作権等の扱い

- 1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。
- 2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- 3) 上記 1) 及び 2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- 1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。

- 2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- 3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- 4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- 5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- 6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- 7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9. 検査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

10. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

請負者は、業務実施場所において、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震（震度 5 強以上に限る。）、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象が発生した場合、ただちに請負業務に係る被害状況の確認を開始し、発生から 2 時間以内にその確認状況を NIES 担当者に報告すること。また、確認状況を報告した後における対応について NIES 担当者の指示に従うこと。ただし、通信障害等により確認状況の報告が困難である場合はこの限りではない。